

**第6部 南海トラフ地震対策推進計画**

**第1章 推進計画の目的**

**第1節 推進計画の目的**

- 1 本計画は、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号。)」第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、日田市における南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的とする。
- 2 この部に定めのない事項については、地震編(本編第1部から第5部)の定めによるものとする。

## 第2章 防災訓練

市及び防災関係機関は、関係機関及び自主防災組織等との連携強化を目的として、推進地域に係る南海トラフ地震を想定した防災訓練を、少なくとも年1回以上実施するものとする。防災訓練の実施に当たっては、地域の実情にあわせて、より高度かつ実践的なものとするよう努めるものとする。

第6部 南海トラフ地震防災対策推進計画 第3章 時間差発生等における円滑な避難の確保

第3章 時間差発生等における円滑な避難の確保

第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の基本方針

本節は、南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置のうち、情報の収集及び伝達、住民等への周知、災害警戒本部の設置及び運営その他必要な事項について、地震編（本編第1部から第5部）の当該規定を準用する。

- 1 市は、南海トラフ地震臨時情報（調査中）等が発表された場合、災害警戒本部を設置するとともに、必要に応じ、災害警戒本部会議を開催し今後の対応を確認する。

第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の措置

本節は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置のうち、情報の収集及び伝達、住民等への周知、災害対策本部等の設置及び運営、災害応急対策をとるべき期間における対応、避難対策、消防活動、ライフライン及び交通の確保、市が管理する施設の管理上の措置その他必要な事項について、地震編（本編第1部から第5部）の当該規定を準用する。

1 災害対策本部等の設置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、災害対策本部を設置するとともに、必要に応じ災害対策本部会議を開催し今後の対応を確認する。

2 災害応急対策をとるべき期間

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界における M8.0 以上の地震の発生から 1 週間、後発地震に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後 1 週間、後発地震に対して注意する措置をとる。

3 避難対策等

(1) 地域住民等の避難行動

国からの指示が発せられた場合において、土砂災害が発生するおそれや住家の耐震性等に不安を感じる住民の自主避難についても受け入れを行う。市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、住民等に対し、日ごろからの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。

(2) 避難所の確保等

市は避難者全員を収容できるよう避難所をあらかじめ確保する。また、避難者が避難中に生活に困らないようにするため必要な食料や日用品を確保する。

第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の措置

1 災害対策本部等の設置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合、災害対策本部を設置するとともに、必要に応じ災害対策本部会議を開催し今後の対応を確認する。

2 災害応急対策をとるべき期間

市は、次に掲げるケースに応じ、それぞれ定める期間、後発地震に対して注意する措置をとる。

(1) 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において M7.0 以上 M8.0 未満、又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲で M7.0 以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケース：1 週間

(2) 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケース：ゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間

3 市のとるべき措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。また、市は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認する。